平成２６年（フ）第６９３号
広島市安佐南区緑井５丁目18番20―102号
プリンスタロ
債務者　森　　梅子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７７号
広島市南区翠２丁目12番14号
債務者　久保河内岳弘
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７８号
広島市南区翠２丁目12番14号
債務者　久保河内泉
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７号
広島県福山市東手城町１丁目16番１号
債務者　近廣　　稔
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１００号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉17番地１
債務者　古手川ゆかり
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０号
愛媛県新居浜市田の上４丁目12番32号、前住所愛媛県西条市北条543番地
債務者　日野智恵子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３７号
福岡県飯塚市若菜256番地88　第２細川コーポ２―５
債務者　隈元　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３８号
福岡県田川郡福智町赤池291番地１
債務者　新井貴代美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２３号
福岡県田川郡福智町赤池673番地
債務者　中村百合亜
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３７号
佐賀県鳥栖市西田町32番地１　広重コーポＢ―202
債務者　横山江梨子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７９号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3231番地１
グレイスフル今泉１番館103号
債務者　大曲　由佳（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
佐賀市兵庫南４丁目17番11号
債務者　川浪工務店こと　川浪　一洋
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
佐賀市中の館町３番２号
債務者　渡島　美佐
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
佐賀県多久市北多久町大字小侍1119番地201
債務者　江頭　一雄
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
大分市牧２丁目１番38号　牧12矢野ビル702
債務者　武津　博美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４号
宮崎市昭和町77番地　金谷ビル203号
債務者　矢野　孝幸
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１８号
宮崎市大字恒久624番地
債務者　和田　三佳
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係